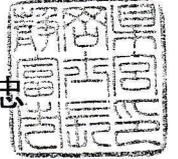


富 陳 第 4 号 の 2
平 成 25 年 12 月 16 日

富士宮地区労働者福祉協議会
会長 小林純一ほか1名 様

富士宮市長 須藤 秀忠



(総務部・市民生活課)

回答書

1 昨年度の要望事項の進捗について

(1) 過年度要望事項に災害発生時の避難場所として広く活用が予測される学校施設等の安全対策についての要望をさせていただきましたが、その進捗状況を確認させていただきたい。

① 学校施設のトイレの洋式化の促進について、昨年度は一部の施設で改修をしていただいたが、洋式化率を高めるためにも計画的な実施が必要です。またユニバーサルデザイン化についても保護者や学校側の要望を聞き、必要なバリアフリー化を実施する計画との回答をいただきましたが、進捗状況及び計画についてお聞かせいただきたい。

(回答)

学校施設のトイレの洋式化につきましては、今年度事業としては、富丘小学校南校舎トイレ大規模改修において各階トイレの洋式化を実施し、その他としては、人穴小学校プール用トイレ、大宮小学校南校舎地域開放室前トイレ、第一中学校校舎1階西側トイレについて男女各1か所ずつを洋式化し、また、第三中学校の体育館女子トイレ及び校舎4階の女子トイレの各1か所ずつの洋式化を実施しております。さらに、教師やPTA、来校者の利便を図るため、各小中学校の職員用トイレの洋式化を実施しております。

肢体不自由児が入学した中学校のバリアフリー化につきましては、保護者及び学校側の要望を聞き[トイレの個室を広げて手すりを設置]、[非常口にスロープを設置]、[相談室に空調を設置して専用教室に改修]等実施しております。

② 学校施設の停電での電源確保については発電機の設置の対応を、昨年度は9校に設置していただき、残りについては年10校程度の設置を計画するとのことでしたが、進捗状況を教えていただきたい。

(回答)

学校施設の停電での電源確保の為、ポータブル発電機を校舎内に設置することにつきましては、平成24年

度は9校、平成25年度は11校に設置しました。
残りについては、平成26年度に設置する計画です。
回答への問合せ先は(教育総務課・施設経理係 電話:0544-22-1183)です。
(2) 市内の道路安全対策や渋滞対策として、昨年度要望した下記の継続案件についての対応状況を教えてください た だ き た い。
①西山工業団地カーブ (市道西山安居山線)
(回答)
本路線は、2級市道西山安居山線です。本年度も昨年同様に、道路用地取得交渉や、物件の移転交渉を継続しております。交渉の進捗に合わせて、出来る箇所より工事の実施を考えております。
なお、本年度はカーブ付近の舗装面の老朽化が著しい箇所については舗装の修繕を実施いたしました。
② 東阿幸地、渡辺米屋前交差点
(回答)
一般県道大坂富士宮線は、ご指摘の渡辺米屋前の交差点の改良も含め、国道139号交差点(ピアゴ前)から妙泉寺前交差点までを県が計画し、富士宮市も渡辺米屋交差点の南北(1級市道大塚弓沢線)を改良する予定です。
事業区域中、用地等の交渉が済んだ部分から順に着手する予定です。今年度県では、妙泉寺前交差点付近の工事に着手しております。
③ 市道宮原万野線における雨天時の歩道安全確保
(回答)
昨年要望をいただき、現地を調査した結果、歩道内の側溝にクレーチングを設置しました。
回答への問合せ先は(道路課・道路維持係 電話:0544-22-1161)です。
2 富士山世界文化遺産登録に関わる行政課題について
(1) 富士山が世界文化遺産登録されたことは大変富士宮に住む者として喜ばしいことであります。今後は登山客、観光客の増加も見込まれることから、富士山周辺の構成資産の整備が求められています。構成資産の活用は非常に重要であり、また富士山の情報発信や学術研究の拠点として「仮称富士山世界遺産センター」が富士宮市内の浅間大社近くに建設される予定であることも報道されています。富士宮市として駐車場問題やマイカー規制等のインフラ整備や新たな宿泊施設や商業施設による雇用の創出を含めて、構成資産の活用をどのように考えているのか、お聞かせいただきたい。

(回答)

富士宮市内の各構成資産につきましては、「史跡富士山整備基本計画」及び「名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」整備基本計画」に基づいた整備を実施しており、登録後も引き続いて計画的に実施していく予定であります。また、静岡県が設置する富士山世界遺産センターが富士宮市に建設されることになり、付帯意見として示された、富士山信仰の聖地にふさわしいまちづくりや来訪者のための駐車場の整備に取り組んでいくことが求められております。

また、登録後の経済効果等につきましては、「登録前とあまり変化がない。」、「観光客が増えても売り上げに結びつかない。」など、期待に反した状況であるとの指摘が多く聞かれます。

こうした状況を踏まえ、市では、昨年度策定した「行動計画」に基づいた対策を講じていく考えであります。その中で、最も重要な位置付けと考えておりますのが、民間活力の導入であります。構成資産の環境整備等の保存管理については、市が主体となって取り組み、来訪者の動向を斟酌しながら、駐車場やマイカー規制等のあり方などを検討していくこととなりますが、活用につきましては、市民、企業、団体等の民間の活動が必要不可欠であります。保存管理と活用は両立できると考えており、両者の調和を図った富士宮発のソーシャルビジネス、ニュービジネスが産み出されることを大いに期待しております。そのために、市としましては、行動計画を推進するための協働会議を立ち上げ、その支援対策を講じていく考えであります。

また、既に設けているホテル誘致の制度等も生かし、市内への宿泊、商業施設の新設や世界遺産を活用したビジネスモデルの構築を通して、雇用の創出と地域の活性化に繋げていきたいと考えております。

回答への問合せ先は(富士山世界遺産課・世界遺産室 電話:0544-22-1489)です。

(回答)

本市は、世界遺産富士山の構成資産6件(静岡県下最多)を有しており、これら一つひとつが重要な観光資源となります。

市街地においては、富士山本宮浅間大社への観光客が増加しており、今後は富士山本宮浅間大社と静岡県が整備する「富士山世界遺産センター」をまちなか観光の拠点と位置付け、その周辺エリアを中心に観光客の受入れ体制を整えて参りたいと考えます。

具体的には、富士山世界遺産センターに付随した駐車場を整備するほか、同センターと相乗効果を発揮し、本市の歴史・文化等を広く発信するとともに、市民のふるさと意識の醸成や観光振興に寄与する施設として「(仮称)歴史館」の建設などを計画しています。

このような取り組みを通じて観光客の滞在時間を増やし、観光消費の増加に結び付けたいと考えています。

一方、北部方面では、構成資産である白糸の滝の整備がまもなく終了し、北部の観光拠点としての機能が整います。今後は、この白糸の滝の観光案内施設を活用して、他の構成資産や富士山の眺望ポイントなどを紹介し、これまであまり知られてこなかった場所にも観光客を呼び込み、富士宮市を満喫していただきたいと考えます。

また、長年の懸案である通過型観光からの脱却を目指し、新たな宿泊施設を誘致するため「富士宮市ホテル誘致補助金制度」を創設しました。

このような取り組みに加え、国内外に対し「世界遺産のあるまち富士宮市」をPRすることで観光客を呼び込み、一層の賑わいを生み出すことで、商業施設などにおける新たな雇用の創出につながるものと期待しています。

回答への問合せ先は(観光課・観光企画係 電話:0544-22-1155)です。

(2) 古くから日本芸術の源泉と称された富士山を世界遺産として、これまで以上に自然環境を適切に保全管理していく義務がより強く課せられたと考えます。昨年も要望しましたゴミの不法投棄に関わる清掃活動の状況や山小屋の増設、環境を配慮したトイレ整備、外国人登山者へのマナー啓発等、どのように対応していくか、教示願います。併せて、これら保全管理の充当を目的に試験的ではありますが入山料の徴収を行っていますが、その状況や今後の活用方法についてもお聞かせ願います。

(回答)

富士宮市における不法投棄に関わる清掃活動の状況につきましては、富士山麓を中心とした富士山麓環境パトロール隊による監視活動、不法投棄ごみ処理業務を民間委託し不法投棄の発見及び撤去、各地域の環境美化推進委員による地域周辺の巡回など併せて実施しています。また、不法投棄されやすい場所には、土地の所有者の方に市が作成した不法投棄禁止看板を無償配布し、設置して頂くなど不法投棄対策に努め、市民の皆様や観光客の皆様へ不法投棄の防止を啓発など周知を図っていきたくと考えております。また、環境美化活動として、4月の市内一斉清掃運動など実施し、行政と地域、民間団体が協働して取り組んでおり、市民の環境美化への意識向上も図られているところであります。

静岡県においては、不法投棄自動監視カメラシステムの導入をはじめ、県が主催する富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議に市も参加し、構成機関による情報、意見交換や不法投棄防止統一パトロールを年2回実施するなど、不法投棄撲滅に向け体制をとり、県・市の連携を図り不法投棄の早期発見及び未然防止に努めております。

回答への問合せ先は(生活環境課・廃棄物対策係 電話:0544-22-1137)です。

(回答)

山小屋の増設についてですが、富士山の山体は世界遺産であると同時に、富士箱根伊豆国立公園内に位置し、文化財保護法、自然公園法など様々な法律によって建築物等の建築について厳しく規制されています。

また、ここ数年の山梨県を含めた富士山全体の登山者数は30万人を超え、登山道の渋滞や荒廃を引き起こし、富士山の保全対策上、憂慮すべき状況であると考えています。

現在、国が策定中の来訪者戦略においては、登山者の適性管理の面からも登山者を抑制する方向である

と推測されます。このようなことから、山小屋の増設については、現在のところ考えておりません。

次に、環境を配慮したトイレ整備についてですが、五合目にある2箇所のトイレを除くすべての山小屋には既にバイオトイレが導入されています。

五合目レストハウスのトイレは、合併処理浄化槽により処理していますが、老朽化が進んでおり、また、総合指導センター下のトイレについても汲取りのため悪臭がひどい状況です。

今般、小林製薬様からバイオトイレを寄贈いただきましたので、来年の夏から五合目のバス発着場に設置してまいります。

外国人登山者に対しては、県や市で作成した英語、中国語、韓国語、ポルトガル語の各種パンフレットにより、登山ルールやマナーについて啓発しているほか、五合目指導センターに外国語対応のできる登山ナビゲーターを配置し、軽装登山者への注意やごみ捨て禁止などについて指導を行っていますが、依然として、山小屋関係者からは外国人登山者のマナーの悪さについて話が寄せられていることから、今後も粘り強く啓発していく必要があると考えています。

なお、今年の夏に試行的に徴収した富士山保全協力金については、来年も試行的ではありますが、24時間体制で任意に徴収すると聞いていますが、未だ富士山保全協力金の使途や目的が決まっていません。

市としては、この富士山保全協力金の使途としては、登山道の維持管理はもちろんのこと、山小屋を含めた富士山のトイレ整備や富士山衛生センターの維持管理に充てていただけるよう県に働きかけてまいりたいと考えています。

なお、去る12月5日には、公益社団法人富士宮市観光協会及び表富士宮口登山組合と共に静岡県知事を訪問し、富士山の保全をはじめとした様々な要望を行ってまいりました。今後においても、引き続き県や富士山周辺市町と連携を取りながら、富士山の適正利用に努めてまいります。

回答への問合せ先は(観光課・観光企画係 電話:0544-22-1155)です。

3 子育て・介護支援について

(1) 厚生労働省の調査では、女性の育児休業取得率が約9割に達する一方で、約7割の方が第一子出産を機に離職されています。男性の育児休業取得希望は約3割と低く、また実際の取得は約1.5割と更に低い。介護・看護についても要介護者を日常的に介護する期間に年休や欠勤で対応している労働者も多く、平成14年から5年間で、約50万人が離職や転職していることから、女性に対する負担が大きく、継続就職を困難にしていると推測されます。勤労者世帯の過半数が共働き世帯となっている中で、女性も男性も共に家事や育児に関わり、女性の負担を軽減させることが継続就業を可能にし、安心して働きながら子育てや介護が出来る環境づくりを推進し、少子化対策にも繋がると考えます。しかし、大手企業では進んでいるものの、まだまだ中小企業では、育児・介護休業の取得促進には課題があると考えております。富士宮市としては、育児・介護支援制度の概要や活用について、ホームページや広報等を通じて、啓発の促進を図っていただくように検討願います。

(回答)

育児制度の普及につきましては、労使双方への制度の理解が必要でありますので、市としましても積極的にホームページや広報紙等を利用し周知するとともに、保育所を始めとする子育て施策の充実を図り「生んでよし」「育ててよし」のまちづくりに努めてまいります。

また、介護保険制度の普及及び啓発につきましても、広報やホームページ及び出前講座などにより実施しているところですが、今後におきましても、介護者の負担軽減の一助とすべく介護保険制度の周知徹底を図っていきたく考えております。

回答への問い合わせ先は(子ども未来課・子育て支援課係 電話:0544-22-1146)

(介護障害支援課・介護保険係 電話:0544-22-1141)です。

4 安心・安全な地域づくりについて

(1)小中学校等の施設は大規模災害が発生した場合の安全確保は必要不可欠であり、また万が一の場合に避難場所として活用されることも想定されます。

過去の富士宮市を震源地とした大規模地震発生の際には、情報の収集や関係各所への連絡する手段もなく大変な混乱をきたしました。そのような経験から緊急時の情報収集及び連絡手段を確保するために、必要機能を備えたモバイル機器(ワンセグテレビやEメール等)を指定避難場所等へ設置していただきたく検討願います。

(回答)

日頃より、学校においては、保護者・地域との連携を図り、児童生徒にとって安心・安全な学校づくりに取り組んでおります。緊急時の情報の共有や対応方法等については、各学校毎に行っている緊急メールシステムによって、一早く家庭へ情報を送信し、適切な対応がとれるように努めております。

回答への問合せ先は(学校教育課・指導係 電話:0544-22-1185)です。

(2)現在、インターネットはなくてはならない便利なツールとなり、欲しい情報や物品等を簡単に手に入れる事が出来る便利な反面、未成年者がインターネットから犯罪に巻き込まれるケースが散見されております。そこで子供たちの安全を確保するため、ネット環境を健全化することを目的に例えば専門家によるサイバーパトロールの強化や親子に対する啓発活動等、富士宮市としての取り組みや考えなどをお聞かせ願います。

(回答)

富士宮市でも、小、中学校を対象に専門家によるサイバーパトロールを年2回実施しています。

その結果は、対象学校に送付し生徒指導に活用しています。さらに、各校で問題になったことは、すぐに専門家に伝え、学校と相談し対策を考え、共同して対処しました。

親子に対する啓発活動では、まずケータイ・スマホ・インターネットの実態調査として市内の小6、中2、高2の計、約1000名を対象に行っています。その結果を活用し作成した、青少年センター

だより「ともしび」を年2回、市内の全小中学生に配布し、ネット環境の健全について啓発しました。

また、市内の5地域(西小、根北、上井出、白糸、黒田)の大人や小、中学校7校に「正しいインターネットの使い方」講座を行っています。また、県や市からの講座も勧めています。今年は、幼小

の家庭教育学級リーダー約130人に「大人のウェブチェック講座」を行いました。1月には教員向けにも講座を実施します。

青少年を取り巻くネット環境は、日々変化していくため、情報を活用し健全な使用を目指した取組をこれからも推進していきます。

回答への問合せ先は(社会教育課・家庭青少年係 電話:0544-22-1188)です。

(3)市内の道路安全対策や渋滞緩和について、毎年多くの要望が寄せられています。現在確認を行い、実態調査をした結果、市民の安全確保と渋滞緩和の観点で下記の場所について、カーブミラーの設置を検討願います。

①宮原ヤマザキデイリーストアー交差点 (カーブミラーの設置) 別添資料

(回答)

この箇所は、交通量の多い幹線道路との交差点であるため、交差点手前には一時停止の停止線・規制標識が設置され、交通安全を図っています。

しかし、現地を確認しましたところ、通勤帰宅時間帯には渋滞が長く発生しており、ご要望の趣旨も理解できますので、限られた予算ではありますが地域の皆様方にもご意見を伺いながら、対策を計画いたします。

回答への問合せ先は(道路課・道路維持係 電話:0544-22-1161)です。

(4)富士宮市立病院の整形外科医師の引き上げ問題等が報道されたりしましたが、医師の十分な確保がなければ、市内に整形外科手術の可能な医療施設がなくなり、交通事故や高度医療について対応できなくなります。市民にとっては、地元で救急医療の搬送先を失うという大変な不安に陥ることは言うまでもありません。また、こればかりではなく他の診療科でも同じ様なことになれば、総合病院としての機能が損なわれ、今後も高齢化が増々進行することが予測されていく中で、市民生活に影響を及ぼし、それ以外にも他県を含めた近隣地区全体にも波及致します。そこで各診療科の医師確保は非常に重要であると考えており、富士宮市として今後も市立病院の機能を維持するためにも、医師の確保についてどのように考えているのか、また、対応策等をお聞かせ願います。

(回答)

これまで出身大学で行われていた臨床研修が、厚生労働省の指定を受けた全国の臨床研修病院で研修を受けられるようになった、平成16年の医師臨床研修制度の変更に伴い、都市部への勤務を希望

する医師の増加等により、地方における医師不足が顕著になりました。静岡県では人口10万人当たりの医師数が182.8人と全国でも40位であり、富士圏域においては133.9人と県内でも特に低い状況にあります。(2010年厚生労働省調査による)

富士宮市立病院は、昭和60年より浜松医科大学より医師を派遣していただき総合病院として、13の診療科に常勤医師49人の体制で、市民の命と健康を守ってきました。今般、浜松医科大学より平成26年3月をもって整形外科医師4人全員を引き上げるとの通告を受けましたが、市長、病院長による再三にわたる要請により、常勤医師1人を4月以降も派遣していただくことになり、平成26年4月より整形外科の診療体制を縮小した中で実施していく予定であります。

当院が総合病院としての機能を維持し、市民の命と健康を守るための診療を行っていく上で医師の確保は必要不可欠であることから、医師の派遣元であります浜松医科大学の各診療科医局との連絡を密にし、医師の確保を図ると共に、全国の医学部を有する大学への文書による依頼や訪問、民間医局やリクルート系の医師紹介企業等の情報を利用するなど多方面から医師確保に努めております。

さらに、医師臨床研修制度の見直しや人口比に応じた医師の再配分などの医療制度の見直しについても、市長会を通じて国・県に要望しております。市民の命と健康を守るため、医師確保に全力を挙げたいまいります。

回答への問合せ先は(病院管理課・病院管理係 電話:0544-27-3151)です。

5 消費者教育推進協議会の設置について

(1) 2012年8月の国会で消費者教育推進法案が可決され、消費者教育の機会を提供していくことで国民の消費生活の安定や向上に期待がされています。労福協は過去から労働者の生活を守るために1980年代より長年に亘って多重債務問題に積極的に取り組み、多くの方々を救ってきました。2006年に貸金業法改正があり、高利な消費者金融の利用者が激減したことは労福協の継続した活動が実ったものと考えています。しかしながら、現在においても悪徳商法被害は複雑・高度巧妙化し、この被害の大半は勤労者とその家族であり、その脅威にさらされていることは事実であります。この可決された法案は地方公共団体において、消費者教育についての教材整備や消費者教育を担う人材育成を努力規定とし、併せて消費者教育推進地域協議会の設立についても求めています。消費者は生涯にわたって消費生活について学習する機会が求められ、学校・地域・家庭・職域その他様々な場を通じ、消費生活に関する教育を充実する必要があります。つきましては富士宮市に消費者教育推進地域協議会の設置を検討願います。なお、協議会設置の際には労福協より従業員代表メンバーの委員として参画できるよう併せてお願いします。

(回答)

ご指摘の消費者教育推進地域協議会については、同推進計画の策定と共に、静岡県や県内市町の動向を見ながら、必要性和内容について検討を進めていきたいと考えております。

現在、静岡県が平成25年度中に推進計画を策定する見込みですので、県内市町としては、県計画の内容を受け、市町としての方向性を見出したいと考えているところです。

消費者教育の喫緊の課題としては高齢者対策を第一に挙げますが、各年齢に応じた体系的な教育を行うことで、将来の消費者被害防止に繋げていくことも、法案可決が示すとおり重要なことです。

貴会からの、当市消費者教育推進地域協議会に参画されたいとの申し出をありがたく受け止め、具体的な検討段階に至りましたら、ご協力をお願いしたいと思います。

回答への問合せ先は(市民生活課・くらしの相談係 電話:0544-22-1132)です。